

平成 31 年 3 月 15 日

株式会社 肥後産業 行動計画(第 3 回)

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員が育児休業等を取得した後も、継続して就労できる環境を整えるために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 31(2019)年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1

改正された産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除など、継続して諸制度の周知を図る。

【対策】

平成 31 年 4 月～ 妊娠中の労働や産前産後の休業、育児休業、育児休業給付金、社会保険料の免除等、出産・育児に関する制度(改正点)について従業員への周知を図り、制度利用の促進を強化する。

目標 2

育児休業等を取得しやすい環境作りのため、継続して管理職の研修を行う。

【対策】

平成 31 年 4 月～ 管理職への諸制度理解の実態把握

平成 31 年 6 月～ 研修内容の検討

平成 31 年度 ～ 研修の実施と今後の課題検討